

第 71 回倫理委員会議事要旨（2021 年 9 月 6 日）

I 日時：

2021 年 9 月 6 日（月）16:00～18:00

II 場所：

オンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、太田秀哉（※）、小貫裕文、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、南成人、武藤智帆

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小倉加奈子（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. IESBA 公開草案（品質マネジメント基準等関連の適合修正）に対するコメント案について

担当副委員長から、国際会計士倫理基準審議会（以下「IESBA」という。）の公開草案（品質マネジメント基準等関連の適合修正）に対するコメント案について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、コメントを9月の役員会に上程することとなった。

◆ 協議事項

1. 倫理規則の改正について（非保証業務）

担当副委員長から、IESBA の倫理規程を踏まえた倫理規則の改正案について、非保証業務に関する規定の概要や8月26日に開催された有識者懇談会準備会合を踏まえた対応について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

【主なご意見】

- 提供可能な非保証業務の範囲が縮小すると、依頼人側にも大きな影響があると考えられるが、この点について依頼人の理解を得る必要があるのではないか。

（ご意見への対応）

有識者懇談会でご意見を伺いながら規定案を検討している旨、また、研修会等を実施することにより周知活動を行い、ご理解をいただきながら進めていくことを考えている旨を回答した。

- 今後社会的影響度の高い事業体に対する非保証業務の同時提供が難しくなる中で、監査業務及び非監査業務の提供は別の会計事務所等が担当する方向へ変わっていくと思われるため、協会として実務に混乱が生じないように対応していただきたい。

(ご意見への対応)

監査業務の依頼人にも十分な理解を得ていただけるよう対応していく旨を回答した。

- 主要な証券市場における監査業務において、我が国だけが非保証業務に対する事前了承制度が導入されていないことは適当ではないため、本会の倫理規則だけでなく、法令等やガバナンスコード等にも関連規定の導入を促すことが適切であると考えます。
- 関係各所の協力や、必要であれば制度的な手当を行うことを考えなければ、上手く実行に移すのは難しいと感じる。

(ご意見への対応)

関係各所との意見交換も踏まえ、基本的には自主規制において対応していくことを考えている旨を回答した。

- 今回の改正により、現在提供している非保証業務が提供禁止になる可能性があり、また、監査人側も依頼人側もプロセスの導入に時間を要するため、可能な限り早く規定導入に関する対応を進める必要があると考えます。

(ご意見への対応)

倫理規則は飽くまで監査人側の規則であり、企業側に何かを求めているものではないが、企業側にも実質的な負担が生じることになると考えられるため、対応を検討していく旨を回答した。

- 監査業務の一環として許容されるものとそうでないものとの整理を行うことが必要である。

(ご意見への対応)

今後検討していく旨を回答した。

◆ 報告事項

1. 最近の会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp